

平成 25 年(ワ)第 137 号 表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡市

宮崎地方裁判所延岡支部

原告 岩崎 信



弁 論 書

平成 26 年 6 月 4 日付、被告第 2 準備書面について、

1. 4 頁(6)「同記載の事実を否認し」とあるが、甲 75 号証 1～13 頁に「全戸配布」、「班回覧」との記載があり、回覧板が電子メール化されている事実がないことから、否認できない事実である。
2. 5 頁(7)「6 月 5 日付異議申立書については、不知。」とあるが、甲 8 号証である。
3. 5 頁(9)「6 月 5 日の異議申立ては、不知。」とあるが、甲 11 号証である。6 月 5 日付の異議申立書が 6 月 6 日に提出されたということである。
4. 7 頁(17) 延長の理由にはならない。
5. 9 頁(22) 電子メールは書面である。
6. 9 頁(23)「情報公開事務の手引」は条例ではない。裁量は、憲法、法律、条例の範囲内でなければならない。不当に市民の自由を制限することはできない。
7. 9 頁(24)電子メールは書面である。
8. 9 頁(25) 何についての不知なのか、具体的に明らかにすべきである。

ドイツ民訴法第 138 条(事実に関する陳述義務, 真実義務)

- 1 当事者は、事実状況 (tatsächliche Umstände) に関する自らの陳述を、完全にかつ真実に即してしなければならない。
- 2 いずれの当事者も、相手方が主張した事実に関して陳述しなければならない。
- 3 明らかに争われていない事実は、それを争う意図が当事者のその他の陳述から明らかでないときは、自白したものとみなす。
- 4 不知の陳述は、当事者自身の行為でも当事者自身の知覚の対象でもなかった事実に関してのみ許される。

Zivilprozessordnung § 138 Erklärungsspflicht über Tatsachen; Wahrheitspflicht

- (1) Die Parteien haben ihre Erklärungen über tatsächliche Umstände vollständig und der Wahrheit gemäß abzugeben.
- (2) Jede Partei hat sich über die von dem Gegner behaupteten Tatsachen zu erklären.
- (3) Tatsachen, die nicht ausdrücklich bestritten werden, sind als zugestanden anzusehen, wenn nicht die Absicht, sie bestreiten zu wollen, aus den übrigen Erklärungen der Partei hervorgeht.
- (4) Eine Erklärung mit Nichtwissen ist nur über Tatsachen zulässig, die weder eigene Handlungen der Partei noch Gegenstand ihrer eigenen Wahrnehmung gewesen sind.

平成 26 年 6 月 4 日付、訴えの変更不許の決定を求める申立書について、

被告は前日期日において自ら 3 週間以内に回答することを述べていながら、4 週間かけている。

被告代理人は自己の弁護士としての利益を最大化するために、弁論の分離を望んでいるものである。裁判所は弁護士の利益追求のためにあるのではないのであるから、当事者の裁判手続の合理化が優先されるべきである。

被告の主張に対して反論する中で不法行為が再構成されることがあるのは当然である。このような再構成が認められないのであれば、合理的一括的解決を妨げ、公正な裁判請求権を侵害することとなる。被告は逃避的態度に終始することなく、誠実に対応すべきである。裁判所というところは悪を匿うところであるのか否かが問われる問題である。弁論を分離することは、訴訟経済に反する。合理性がない。

平成 26 年 5 月 17 日付期日指定申立書に述べられているように、仮に、訴えの変更が許されないとされる部分があるならば、民訴法 133 条規定の訴えの提起とみなされる(憲法 32 条、民訴法 2 条、市民的政治的権理国際規約 14 条)のであるから、民訴法 139 条及び民訴規則 60 条の規定により、速やかに口頭弁論期日が指定されなければならない。5 月 1 日の提出日から 30 日以内の日に指定されないことは民訴規則 60 条 2 項に反する。

(最初の口頭弁論期日の指定・法第百三十九条)

第六十条 訴えが提起されたときは、裁判長は、速やかに、口頭弁論の期日を指定しなければならない。ただし、事件を弁論準備手続に付する場合(付することについて当事者に異議がないときに限る。)又は書面による準備手続に付する場合は、この限りでない。
2 前項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から三十日以内の日に指定しなければならない。

以上